

平安時代における劍璽の動座について

佐野真人

平安時代における劔璽の動座について

佐野 真人

はじめに

劔璽とは、皇位とともに先帝から新帝へと継承される皇位の象徴ともいえる宝器で、今日では「劔璽等承継の儀」によつて、これを継承している。また、「劔璽動座」は、天皇が行幸する際に侍従が劔璽を携えて随行することで、特に明治以降は天皇が皇居を一日以上離れる場合に必ず侍従が劔璽を捧げ持つて随行していたが、昭和二十年（一九四五）八月の大東亜戦争終結後には劔璽の動座は中絶した。その後、第六十回神宮式年遷宮が斎行された翌年の、昭和四十九年（一九七四）十一月に伊勢の神宮を御親拝されるために、昭和天皇が伊勢へ行幸あらせられた時に劔璽の動座が復活し、神宮式年遷宮後の御親拝と、即位後の神宮親謁の儀に際して劔璽が動座している。⁽¹⁾ただし、令和の御代替わりに際しては平成三十一年（二〇一九）四月十八日に、同月三十日の御譲位に先立ち「神宮に親謁の儀」が行われ、上皇陛下には劔璽を伴つて伊勢の神宮を御親謁されておられる。

さて、この劔璽動座に関する研究はさほど多くはなく、そのほとんどが近現代に関するものであり、古代の分野では新帝の踐祚に伴う劔璽の渡御に関する研究が多い。⁽³⁾それは、平安時代初頭の桓武天皇が崩御され安殿親王（平城天皇）

が踐祚されたときに、皇位継承に際して劍璽の渡御儀礼（新帝踐祚の儀）が創出されたことから、皇位継承儀礼に現れる劍璽や、所謂「三種の神器」そのものを研究の対象とする傾向が強いためである。⁽⁵⁾しかし、平安時代の儀式書や古記録には、劍璽の動座に関する記述が多数散見されており、皇位継承の事例以外の儀礼における劍璽動座の実態を整理しておく必要がある。

そこで本稿では、平安時代の儀式書から、天皇の出御を伴う儀礼における劍璽動座に関する記載を抽出し、それを古記録との比較によって当時の状況などを踏まえながら、いささかの考察を試みたい。

一、儀式書に見る劍璽の動座

平安時代の儀式書には、官撰儀式書と私撰儀式書とがあるが、官撰の儀式書である『内裏式』（それに先立つ『内裏儀式』もある）と『儀式』（貞観儀式）には、劍璽動座に関する記述が見られないため（『儀式』讓国儀を除く）、⁽⁶⁾本稿では私撰の儀式書である『西宮記』『北山抄』『江家次第』の記述をもとに検討を進めたい。なお、末尾に掲載の「【別表】儀式書に見る劍璽の動座」も合わせて参照されたい。

【別表】は『西宮記』『北山抄』『江家次第』から、天皇出御が伴う儀礼である、のべ三十一例を抽出したものである。この中で最も成立の早い『西宮記』の段階で劍璽を伴う出御は、朝拝（元日朝賀儀）・元日節会・朝覲行幸・神今食・行幸・讓位儀・即位儀の七つの儀礼、続く『北山抄』では、朝拝（元日朝賀儀）・朝覲行幸・行幸・讓位儀・即位儀・大嘗祭卯日神事の六つの儀礼、『江家次第』では、元日節会・七日節会・女踏歌・賭弓・殿上賭弓・相撲節会・积奠（内論議）・新嘗祭・豊明節会（新嘗祭）・斎王群行（発遣の儀）・讓位儀・讓位幼主儀・建礼門行幸・即位儀・御禊行幸・大嘗祭卯

日神事・辰日節会・巳日節会・午日節会（豊明節会）・臨時競馬の二十の儀礼であることが確認できる。また、この他にも天皇が通常時に佩^おびる昼御座の御剣や大刀契などが見える儀礼もある。

これらを単純に比較すれば、平安時代も時代が下るにつれて、天皇出御とともに劍璽が動座する儀礼が増えていったと単純に考えられそうである。しかし、古記録を参考にすれば、けっしてそのように単純な解釈をすることはできない。例えば『江家次第』にしか見られない賭弓と大嘗祭の御禊について取り上げると、賭弓は『九曆』承平七年（九三七）正月十九日条に「大閼仰云。天皇御三弓場^一。未^レ着^二倚子^一之前。近衛次将候^二出居座^一。次内侍御劍・璽管置^二置物御机^一。次天皇着^レ座」とあり、朱雀天皇は承平七年正月の賭弓には劍璽を伴って出御されていたことが確認でき、大嘗祭の御禊は『九曆』天慶九年（九四六）十月二十八日条に「是日。大嘗会御禊。（中略）主上出御。（中略）即召^二内侍^一令^レ持^二御劍等^一。御^二南殿^一。（内侍須^二二人候^一。而依^二一人候^一。以^二代官人^一令^レ持^二璽御匣^一。（中略）天皇御^レ輿」とあり、天慶九年十月の大嘗会御禊のときに村上天皇は劍璽を伴って南殿（紫宸殿）に出御され、後述する行幸儀から推測するに、村上天皇は劍璽と同輿にて御禊のために賀茂川へ行幸されたと考えられる。

『西宮記』原撰本の成立は、天徳・応和年間（九五七〜九六四）と考えられているので、『西宮記』成立以前に賭弓と御禊行幸には、天皇の出御に劍璽が伴っていたのにもかかわらず、『西宮記』には記載されなかったということになる。この点から儀式書に記載は無くても、実際には天皇の出御とともに劍璽の動座も行われていた可能性も考えられよう。それでは、いくつか代表的な儀礼を取り上げながら、劍璽の動座について考えてみたい。まず、正月一日に行われる朝拜（元日朝賀儀【別表2】）についてである。元日朝賀儀は、毎年元日に天皇が大極殿に出御され、皇太子以下の文武百官の拝賀を受ける行事である。

『西宮記』恒例第一、正月、朝拝

辰刻。天皇御^二南殿^一。(掃部司昇^レ出大刀契等。置^二殿南簀子西^二間^一)。内侍二人(劍在^二御前^一。璽在^二御後^一)。(中略)進^二鳳御輿^一。(中略)次将(中将)開^レ輦。(内侍置^二劍輦中^一)。天皇御^レ之。(大将警蹕。以^二璽匣^一置^二輦中^一)。(中略)御^二大極殿後房^一。(内侍取^二御劍^一如^二置儀^一)。(中略)天皇就^二高座^一。(中略)内侍二人着^二礼服^一、持^二神璽等^一、列^二左右^一。(後略)

※〔 〕は、細字および割書、以下、同じ。

『西宮記』は元日朝賀儀の次第の中で、天皇の南殿(紫宸殿)出御、朝堂院(八省院)への行幸のために鳳輦への乗御、大極殿後房(小安殿)での鳳輦下御、大極殿の高御座への出御の場面で、劍璽に関する記載が確認できる。正月元日の辰刻(午前八時頃)に朝堂院への行幸のため天皇は紫宸殿に出御されるが、この時には掃部司が大刀契などを昇き紫宸殿の南簀子の西第二間に置き、内侍二人が劍璽を奉じて天皇に供奉する。宝剑を奉ずる内侍が天皇の御前を進み、璽を奉ずる内侍は天皇の御後を進む。つづいて鳳輦への乗御となるが、最初に鳳輦の中に宝剑を置き、天皇が乗御された後に、璽の筥が鳳輦の中に置かれる。宝剑の置き方について行幸儀【別表19】では、さらに詳細に記述されており、これによれば天皇から見て右方に宝剑の頭、左方に尾となるようにし、刃は外側に向けて置くという⁸⁾。大極殿の高御座への出御に際しては、内侍二人も礼服を着し、「神璽等」を奉じて天皇の左右に列立した。『北山抄』では出御の後、天皇の御座が定まった後に、左右で劍璽を奉じていた内侍は、御座の左側に劍璽を置いた⁹⁾。なお、元日朝賀儀と即位儀は同じ儀礼構造となっており、即位儀においても高御座に出御し御座が定まった後に、御座の左辺に劍璽が置かれた¹⁰⁾。また、『江家次第』に元日朝賀儀の次第そのものがないのは、一条天皇の正暦四年(九九三)を最後に廃絶したため、それ以降に成立した『江家次第』には記載されなかったものであろう¹¹⁾。

元日朝賀儀に引き続いて、元日節会が行われる。

『西宮記』恒例第一、正月、節会

天皇御_二南殿_一。(中略) 内侍二人持_二神璽・宝劍_一立_二前後_一、出御置_二机上_一。(中略) 天皇出御〔着靴。近仗称_二警蹕_一。内侍置_二御劍筥等於東机上_一。〕(後略)

『江家次第』卷一、正月甲、元日宴会

(前略)

天皇渡_二御南殿_一。〔経_二長橋_一入_レ自_二南殿乾戸_一、内侍_二入持_二璽・劍_一。(中略)〕

(中略)

天皇著_二御帳中倚子_一。〔先於_二北廂_一著_レ靴給。入_レ自_二帳北面_一。経_二倚子東_一著御。〕

内侍置_二璽・劍於東机_一。〔南_レ柄、東_レ刃。〕

(後略)

元日節会においては、『西宮記』『江家次第』ともに紫宸殿に天皇が劍璽を伴って出御している。『江家次第』によれば、劍璽は元日朝賀儀と同じく、御座の東側(左方)に置かれ、宝劍の柄は南向きに、刃は天皇の方を向かないように東に向けて置かれた。『北山抄』からは劍璽の動きはわからないが、紫宸殿で行われた元日節会の儀式次第そのものは記載されている。¹³⁾『西宮記』『北山抄』『江家次第』のいずれも紫宸殿で行われる元日節会の次第を記載しているが、紫宸殿で節会が行われたことや、正暦四年(九九三)の朝賀廢絶後の、堀河天皇の時代に成立した『江家次第』でも元日節会には天皇が劍璽を伴って出御されるという記述に注目してみたい。

元日節会には内裏の紫宸殿で行われる行事ではなく、もともとは朝堂院で行われる朝賀儀に引き続いて、朝堂院の西側

平安時代における劍璽の動座について(佐野)

に設けられた豊楽院において行われた節会である。『儀式』（巻六）には「元日御_二豊楽院_一儀」と見え、「皇帝受_二群臣賀_一。訖遷_二御清暑堂_一。少時御_二豊楽殿_一」とあるように、正月元日に内裏から朝堂院へ行幸し大極殿において群臣の朝賀を受けた天皇は、そのまま豊楽院へ遷幸され、豊楽殿に出御されて元日節会が行われていたのである。これは元日節会が元日朝賀儀を前提とした儀礼であると考えられ、朝賀儀に劍璽が動座しているということは、引き続き行われる元日節会にも劍璽が動座するというのは当然のことである。この前提があったからこそ、朝賀が実施されずに元日節会のみが紫宸殿で行われる場合や、朝賀儀の廃絶後の紫宸殿における元日節会でも天皇は劍璽を伴って出御されていたものと推察されよう。

次に天皇親祭として斎行される、神今食について取り上げたい。神今食とは、六月と十二月の月次祭の夜に、天皇が中和院の神嘉殿に神を迎えて酒饌をとともに食する神事である。

『西宮記』臨時第五、行幸

天皇御_二南殿_一。（着_二帛御衣_一）（中略）内侍持_二璽・御劍等_一立_二左右_一。（中略）中将開_レ戸。内侍入_レ劍。次乗御。次入_二璽宮_一閉_レ戸。

『北山抄』巻二、年中要抄下、六月、神今食事

戌時、御_二腰輿_一、幸_二中院_一、内侍司印櫃、〔以_レ此称_二契櫃_一之由、見_二天徳四年御記_一〕并鈴韓櫃、〔不_レ奏。〕持候如_レ常、〔但太刀不_レ候。〕

『江家次第』巻七、六月、神今食次第

戌時御_二腰輿_一幸_二中和院_一、内侍司印櫃并鈴韓櫃〔不_レ奏。〕持候如_レ常。〔但太刀不_レ候。〕

『西宮記』では、帛御袍を召された天皇が紫宸殿に出御し、その左右に内侍が劍璽を奉じて列立して、乗御のときに

劍璽は御輿に納められ、天皇は劍璽と同輿して神嘉殿へと行幸される。『北山抄』では劍璽は見えず、行幸には内侍が印櫃と鈴韓櫃を持って付き従った。この時の印櫃を契櫃と称していたことが、天徳四年（九六〇）の村上天皇の御記に伝えられているという。契櫃とは、数種の符契（符節・割り符）類を納めた櫃のことで、大刀二口と節刀数口と合わせ「大刀契」と称し、神器に次ぐ宝器として位置づけられ、皇位継承の時に相伝された宝物である。ただし、大刀は行幸には追従しなかったとされる。『江家次第』においても、印櫃と鈴韓櫃は見られるが劍璽についての記載は見られない。儀式書の記載の通りに、時代が下るにつれて印櫃と鈴韓櫃のみが神今食の行幸に追従し、劍璽は動座しなくなったのか否かを考えてみたい。

『中右記』 康和四年（一一〇二）十二月十一日条

十一日。（中略）戊剋許陣引。與_二上卿_一相共着_二小忌_一列_二立南庭_一如_レ恒。上卿被_レ帶_二弓箭_一。腰輿寄_二南階_一。（先在_二日華門_一。右次將渡_レ副。）頭中将_二頭実置_一璽劍。上卿・予先行。先契・鈴等供奉。経_二日華_一・陰陽門等_一到_二中和門_一間。大忌公卿列_二立件門南脇_一。（北面西上。）民部卿（俊）・藤大納言（公）・源中納言（国）・右兵衛督（師）・宰相二人（忠教・家政）。到_二中院南門_一。左右近衛先入脇門開門。寄_二御輿於神嘉殿南壇下_一。頭中将取_二璽劍_一授_二内侍_一。（後略）

『中右記』は、藤原宗忠の日記であり、この時、宗忠は正三位で参議であった。¹⁵『中右記』の記述によると、堀河天皇が乗御される御輿には頭中将の藤原顕実によって劍璽が置かれ、宗忠は上卿とともに行幸の列を先行し、契、鈴、公卿らが続き、中和院に到着すると御輿は神嘉殿の南壇下に寄せられ、藤原顕実によって劍璽が御輿から取り出され内侍に授けられている。契・鈴とともに劍璽も動座していることに注目すべきであろう。この康和四年は、『江家次第』の原撰本が完成し撰者である大江匡房が補修を行っていたと考えられる晩年期にあたり、神今食における劍璽の動座の事例を反映していないことになる。このあたりの事情を説明するために、行幸儀に関する記述を手がかりとしたい。

『西宮記』臨時第六、左右近衛将事、行幸時事

行幸之時。(中略)宸儀欲_レ御_レ輿之間。上臈中将開_二御輿戸_一。(中略)次内侍奉_レ置_二宝劍_一。(令_三劍頭在_二御之右方_一。令_三尾在_二左方_一。但。以刃可_レ向_レ外也。)宸儀駕御。内侍等奉_レ置_二神璽_一。

『北山抄』卷九、羽林抄、行幸

主殿寮撤_二御輿覆_一。上臈次将開_二輦戸_一。(置_二璽宮後_一閉_レ之。)自余臥_レ弓跪候。内侍置_二御劍於輦中御前_一。(右頭外刃。旧例。後置_レ之云々。)即御_レ輿。(中略)次璽宮_レ授初人_二令_レ置_二左辺_一。

『西宮記』と『北山抄』には、行幸に関する子細が記述されている。この行幸儀の記載でも、先述したように天皇が御輿に乗御される際には、まず宝劍を御輿の中に置き、天皇の乗御の後に璽が置かれることになっている。これは内裏からの行幸を伴う儀礼では、天皇が乗御される御輿に必ず劍璽が同輿し、その儀礼には劍璽が動座するということを意味しているのではないだろうか。つまり、儀式書の行幸儀の記述から、個別の儀礼に劍璽の動座の記述はなくとも、内裏から行幸を伴う儀礼には劍璽が動座するという前提があったと考えられ、元日節会のように本来は内裏の外で行っていた儀礼が内裏で行われるようになると、天皇の紫宸殿への出御にも劍璽を伴うようになり、行幸になぞらえられるようになったと推測されよう。

二、劍璽渡御に対する思案―藤原実資と藤原公任―

本稿では、個別具体的に皇位継承に関する劍璽の渡御については取り扱わないが、讓位の際の劍璽渡御の儀礼について少し触れておきたい。それは長和五年(一〇一六)正月二十九日に行われた三条天皇讓位(後一条天皇踐祚)に関する事

例である。この事例は『小右記』の同日条に「廿九日甲戌。(中略) 今日有讓国之事。其儀見新式。(後略)」とあり、新式に基づいて挙行された讓位儀式の様子が克明に記されている。この新式について、『小右記』の記述では、『西宮記』の拝礼作法を「旧例」と考えていることから、新式の成立は『西宮記』の編者である源高明が安和の変によつて左降された後の、安和二年(九六九)八月の冷泉天皇讓位以降に成立した可能性を別稿で指摘した。三条天皇から後一条天皇への劍璽渡御儀を如何に行うかについて、藤原実資と藤原公任が考案しているので、新式の成立と合わせて考えてみたい。

『小右記』長和五年(一〇一六)正月十四日、十五日条

十四日己未。(中略)昨日所作御讓位日式大納言公任卿執筆所作。卿相加詞。今朝見送云。閑案下雌黄。可返給者。削定可獻左相府云々。但大略縁道事付点。猶此事如何乎者。余報云。持神璽・宝劍一步行大路。此度新儀歟。大道車馬行路也。賣神物一步行頗似汎愛。用縁道異俗路。可宜歟。就中帝王出御之時。敷縁道。候璽・劍者自縁道行歩。堂上尚如之。何況道路乎。奉於神鏡。已奉納櫃。仍無此儀歟。璽・劍者在御所不離宸儀。其儀可同歟。上古五節舞姫於舞台舞之。彼時自殿局舞台敷縁道。何況持候宝劍等之道乎。但可在賢慮。件事亦可承案内。

十五日庚申。大納言示送云。縁道事然無侍事也。只敷筵路中といはむとぞ思給侍。報云。左右可随宜事也。是新愚案也。璽・劍不離御辺。持候之人在宸儀前後。同御路。若可奉新君者置御輿中。大臣已下相從須參進。而依不進幸。只可持候參進也。仍捧宝劍等。赴行車馬軌跡。何如々々。猶展筵為其行路。可隔車馬跡歟。

長和五年正月二十九日の一連の流れは、未二刻(午後一時半頃)枇杷殿において讓位の儀式(讓位宣命の宣制)が行われ、宣制後に摂政左大臣の藤原道長以下の公卿らの手で劍璽の渡御が行われ、劍璽が新帝御所である京極院へと遷された。

その後、戊剋（午後八時頃）内侍所の神鏡が奉遷された。¹⁸右の『小右記』からは、この時の劍璽の渡御について、どのようにして執り行うべきか議論された様子を窺うことができる。

十四日条では、藤原公任が作成した御讓位の日の式に対して、公卿らが書き足しを行い、添削をして返給することにし、またこの式を左大臣の藤原道長に献ずることになっているという。大納言の藤原実資は、神璽と宝剣とを持って大路を歩行することは、今回の新儀かを問い、大路は車馬が通行する路であるから、神物を持って歩行することは、貴賤を分けられないようなものであり、筵道を用いて俗路とは異にするほうが良いとの意見を持っている。そして、殿中では天皇が出御される時には筵道を敷き、神璽と宝剣とを伺候する者も筵道を歩行しており、道路であるならば、なおさらのことであると述べている。つづけて神鏡を奉遷する時は、すでに辛櫃に納められているため筵道を敷く儀はないのである。ところが、神璽と宝剣とは御所にあり、宸儀（天皇）と離れることはない。筵道を敷かないことに疑義を持ち、上古では五節舞姫が舞台に昇る際に筵道を敷いていたことを例にして、神璽と宝剣とを持って伺候する者の道は筵道を敷くべきであると考え、よくよく思案しなくてはならず、またこの事について事情を承りたいとする実資の意見を窺い知ることができると述べている。

続く十五日条では、藤原実資の意見に対して藤原公任は筵道について、筵を敷かないということではなく、筵を敷いて「路中」と言おうとしていたと答弁している。それに対して実資は、あれこれ宜しい事に随うべきであると述べた上で、新たな私案を公任に示した。それは、神璽と宝剣とは天皇の御側を離れることはない。持つて伺候する者は宸儀（天皇）の前後に在ることは御路と同じであり、もし新君に劍璽と宝剣とを奉るのであれば、御輿の中に置き大臣以下が供奉して進むべきであるが、これは行幸ではないのだから、ただ持つて伺候して進むべきで、宝剣を捧げて車馬の軌跡を赴き行くのは如何なものかという疑問を持ち、やはり筵をひろげて行道とし、車馬の跡とは区別するべきである

という内容であった。

『小右記』に記述された内容は、藤原公任が作成した讓位の日の儀式次第そのものではなく、作成された次第に對する藤原実資の意見を中心として、劍璽の渡御の道に筵を敷くのか否かという断片しか窺うことはできない。実資が指摘した劍璽が大路を通り渡御する例が新儀か否かについては、三条天皇讓位以前の例として、陽成天皇讓位(光孝天皇踐祚)の一例が確認されるが、正月二十九日の讓位当日の拜礼作法では、『西宮記』に記載されている作法を旧例と考えていること⁽²⁰⁾から、陽成天皇讓位の事例を参考にした可能性は低いといえよう。また、断片的な史料からは、藤原公任自身が讓位儀の新式そのものを作成したのか、それ以前(安和二年八月以降)から存在した新式に加筆・修正を加えたのかの判断は難しい。

『小右記』の記述の中で、特に注目すべきは「就中帝王出御之時。敷^二縁道^一。候^二璽・劍^一者自^二縁道^一行歩。堂上尚如^レ之。何況道路乎。奉^二於神鏡^一。已奉^レ納^レ櫃。仍無^二此儀^一歟。璽・劍者在^二御所^一不^レ離^二宸儀^一。其儀可^レ同歟」(十四日条)、「璽・劍不^レ離^二御辺^一。持候之人在^二宸儀前後^一。同^二御路^一」(十五日条)という実資の認識である。これは、内裏における天皇出御の時には劍璽を持つ者も天皇と同じ筵道を歩くこと、劍璽は天皇と離れることなく常に天皇と共にあるということであり、平安時代の劍璽の動座を考える上での重要な認識といえよう。

この認識が実資個人だけのものなのか、朝廷全体における共通のものなのかを判断することは難しい。しかしながら、儀式書や古記録に劍璽の動座の記載が無くても、内裏の中における天皇の移動はもとより、内裏の外への行幸にも、常に劍璽を伴っていた可能性を示唆しており、今後さらに検討を加えていく必要がある。

三、大嘗祭における劔璽の動座

最後に、一世に一度の大祀である大嘗祭における劔璽の動座について取り上げたい。『北山抄』『江家次第』には、天皇が悠紀殿に渡御される際には、内侍二人が劔璽を奉じる次第が記載されている。また、内侍ではなく近衛次将が奉じた例もあった（別表26参照）。『北山抄』と『江家次第』が「寛和例」としている事例が、『小右記』に残されているので確認したい。

『小右記』寛和元年（九八五）十一月二十一日

廿一日辛卯。（中略）幸_二八省_一。小忌上卿不_レ具。参議二人而已。（宰相中将義懐・勘解由長官佐理。）經_二承明・建礼門_一。入_レ自_二延世門_一。到_二廻立殿_一。（此間御輿逗_二留西三所_一。未_レ知_二其由_一。）彼殿装束未_レ了。仍良久乍_レ乘_レ輿御也。御_二廻立殿_一了云々。惟成奉_二仕御湯殿_一。（先御_二東殿_一。）了易_二御服_一着_二神服_一。御_二大嘗宮_一。（悠紀。）余候_二御劔_一。権中将公任候_二御宮_一。御劔璽等。内侍所持候。是先例也。而内侍不_レ候。又是惟成等所_レ行也。可_レ謂_二失誤_一。（後略）

寛和元年に齋行された花山天皇の大嘗祭では、藤原実資と藤原公任が宝劔と璽宮を奉じて悠紀殿への渡御が行われた。この時に実資は左近衛中将、公任は左近衛権中将であった。⁽²¹⁾しかし、先例では内侍が劔璽を奉じて渡御すべきものであったので、内侍が伺候せず近衛中将が劔璽の動座を奉仕した寛和元年の例は、「失誤」と称すべきであると実資自身は非難している。前田育徳会尊経閣文庫所蔵『北山抄』（卷子本、国宝）の頭注には、「依_二仁和記_一者。内侍所候_二御劔_一。寛弘九年。中将候_レ之。為_レ奉_二御衾_一。候_二神殿_一内侍預者。不_レ候_二御宮_一」とあり、寛弘九年（一〇二二）に齋行された三条天皇の大嘗祭においても劔璽は近衛中将が奉じていたようである。『北山抄』踐祚抄は寛弘九年十一月以降の成立と

推測されているが、『北山抄』では「御大嘗宮」。(中略)〔内侍二人候御剣・靈宮。寛和。次将候之。〕と見え、大嘗宮への劍璽の動座は内侍が奉仕することを原則としているのは、『北山抄』踐祚抄成立以前の二例では近衛中将が奉仕していたとしても、藤原公任自身も藤原実資と同じく「異例」と考えていたということであろう。

『北山抄』に先行する『西宮記』においては、劍璽の動座に関する直接的な記述はなく、「御悠紀殿」。(中略) 天皇入自乾方。「主基入自巽方。中将持御剣。」とあるのみである。この中将が持っていた御剣が宝剣であるのか、あるいは通常の佩刀であるのかを考えなくてはなるまい。その手がかりとして、後世の史料となるが『天仁大嘗会記』を参考にしたい。

『天仁大嘗会記』

(前略)

皇后御南殿御帳北廂。「如御禊也。」昇立大刀契於南殿南簀子西第二間一如恒。小忌近衛将経階下一渡東。先是鳳輦安于日華門。主上立御南殿御帳前。内侍二人取劍璽在左右。次小忌公卿列立。〔大納言経実。中納言能実。参議俊忠。〕

(中略)

次寄御輿。「入御剣。」次乗御。「不下脱絲鞋給上。依神事無警蹕。」次入御璽。次下御格子。「不下額間。」次皇后乗御。「不下帷。」公卿前行。出建礼承明兩門。入自昭訓門於龍尾壇東階壇上敷長席。於其上遷御腰輿。「御剣入之。」経廻立殿北并西。自南下御。〔内侍取劍璽置白木床上。〕大刀契鈴等可レ置於廻立殿坤角壇上。入御之後殊禁高聲。

(中略)

平安時代における劍璽の動座について(佐野)

次渡^二御大嘗宮^一。其道大蔵省舖^二幅布单^一。(其宮中地舖^二幅布单八条或二張^二云々^一)。宮内輔二人(兼基代官縫殿頭信俊)左右膝行。以^二葉薦^一。随^二御歩^一敷^二布单上^一。掃部頭雅康朝臣。允信貞以上二人從^レ後卷^レ之。(人敢不^レ踏^レ)。主上先例徒跣。而童帝不^レ脱^二御絲鞋^一給^上。又不^レ着^二幘頭^一。車持朝臣一人(小忌垂纓)執^二御蓋^一。(件蓋御腰輿蓋也。)子部宿禰・笠取直張^二御笠綱^一。(細鷲尾老懸。退起白布袴。伊知比脛巾。)共膝行趣^二弓箭劍^一。執^二御蓋綱^一。御劍璽信通朝臣・忠宗取^レ之。(左近次將執^二御劍^一。右近次將執^二御璽^一。候^二前後^一。不^レ脱^二老懸^一。即解^二弓箭并劍等^一)。次摂政大臣(解^レ劍把^レ笏^レ)。率^二中臣(祭主親定朝臣)忌部(兼衛並小忌)在御前。(大臣在^二中央^一。中臣祭主親定在^レ左。忌部大皇太后宮属兼衛在^レ右。承保右大臣自^二右方布单上^一行^レ之。依^二北山抄并御即位時御前命婦例^一歟。但自^レ地可^レ行由見^二後朱雀院御記^一)。御巫(小忌束帶。袍赤絹^{兼力}囊文。)猿女左右前行。(平帽子赤絹唐衣)次主殿官人二人(允貞道。属有俊)乘^レ燭照^レ路^二在左右^一。自^二大嘗宮北門^一入。經^二悠紀殿西布单上^一。自^二南面^一褰^二蘆簾^一入御。經^二神座西北^一着御。如^二東座少異^一。(相伝云。摂政入^二神座内^一。関白不^レ入云々。)此間發^二稻舂歌^一。(八女舂^レ之。)装束如^二女官^一。炊^二神膳^一料^二理神膳^一稻実翁鑽^レ火。(着^二帽子^一。装束如^二鷹飼^一)。忌子女物触^レ手。装束如^二御巫^一。次小忌群官着^二其座^一。(王卿經^二大嘗宮東辺^一就^レ之。西面北上。弁・少納言并侍従等同就^二此座^一。大忌人不^レ入^二大嘗宮并廻立殿^一)。次璽劍。近衛將立在^二神殿南簀子^一。(後略)

『天仁大嘗會記』は、天仁元年(一一〇八)十一月に齋行された鳥羽天皇の大嘗祭に関する詳細な記録で、大江匡房の日記である『江記』の一部である。右の記録によると、鳥羽天皇が内裏の紫宸殿に出御され、鳳輦に乗御される時には内侍が劍璽を奉じているが、悠紀殿への渡御の際には、藤原信通と藤原忠宗が奉じている。この時、信通は左近衛中将、忠宗は左近衛少将⁽²⁵⁾であった。鳥羽天皇が悠紀殿に入御の後には、悠紀殿の南簀子に信通と忠宗が劍璽を奉じて伺候していた。この記述から類推するに、璽管が見えないことがいささか気になるが、『西宮記』で近衛中将が奉じていた御

劍は、通常の佩刀ではなく宝劍と考えても差し支えないであろう。また、前掲の尊經閣文庫所蔵の『北山抄』頭注には寛弘九年の例からは、近衛中将によって劍璽の動座が奉仕されたが、内侍は御衾を奉るために神殿に伺候しているならば御筥(璽筥)は悠紀殿には動座していない可能性もあり、御劍のみが見える『西宮記』の記述とも類似しよう。

先述のとおり、『西宮記』原撰本の成立は、天徳・応和年間(九五七〜九六四)と考えられていること、撰者である源高明が天元五年(九八二)に六十九歳で薨去していることから、延喜十四年(九一四)の生誕であり、延長八年(九三〇)に従四位上に直叙されたことから推察して、高明自身が奉仕・参列し『西宮記』撰述の参考としたと考えられる、承平二年(九三二)の朱雀天皇大嘗祭と天慶九年(九四六)の村上天皇大嘗祭においては、すでに内侍ではなく近衛中将の奉仕によって大嘗宮への劍璽動座が行われていた可能性が考えられよう。

大嘗宮への劍璽の動座は、藤原実資や藤原公任が指摘するように、内侍が奉仕ということが本来の姿であると考えられる。前掲の尊經閣文庫所蔵『北山抄』の頭注の記述に基づけば、大嘗宮への劍璽動座は少なくとも仁和四年(八八八)の宇多天皇大嘗祭までは遡れることは確実であろう。

さて、大嘗祭における劍璽の動座に関連して、辰日節会における忌部氏の神璽の鏡劍奉上の儀についても考えなくてはなるまい。この儀は、もとは神祇令に規定された古い即位式のあり方⁽²⁹⁾で、桓武天皇大嘗祭の頃までには辰日節会の前段行事として定着し、天長十年(八三三)の仁明天皇大嘗祭以降は実際には奉上されず、其の詞のみが奏上されたとい⁽³¹⁾う。これは第一節で述べた、行幸には劍璽が伴うということが平安時代の原則であったとするのならば、いつからその原則が確立されたのかという問題と関わってこよう。

『北山抄』 踐祚抄、大嘗会事、辰日

忌部奉^二神璽鏡劍^一。共退出。〔群臣起。式云。天長以来此事停止。清涼抄云。近代不^レ給^二此神璽^一。只奏^二其詞^一。而

平安時代における劍璽の動座について(佐野)

寛平以後記文。忌部惣不_二参入_一。天慶記云。頼基申云。件鏡劍。自_二御所_一覽下令_レ奉_レ之。而天長式。奏_下輒給_二重
物。非_レ無_二事危_一者。其後忌部雖_レ申不_レ給_二。

『北山抄』が引用する「天慶記」によれば、大中臣頼基が申すには、忌部が奉る鏡劍は、御所（内裏）からしばらくの間、下されおかれて奉るものであると述べ、さらに天長式では、たやすく重物を給わることとは危ういことが無いわけではない（危険である）という奏上がなされ、忌部が鏡劍を給わすることを申しても、給わることにはなかつたという。

忌部が内裏から鏡劍を給わるとすれば、それはいつであつたのだろうか。『儀式』踐祚大嘗祭儀では、十一月卯日の戌刻（午後八時頃）に天皇が廻立殿に出御される。悠紀殿の供饌は、亥一刻（午後九時頃）に始まり亥四刻（午後十時半頃）に終わり、天皇は廻立殿に還御される。主基殿の供饌は、辰日の寅一刻（午前三時頃）に始まり寅四刻（午前四時頃）に終わり、卯一刻（午前五時頃）に廻立殿へと還御され、御服を改められた天皇は内裏に一度還御される。その後、天皇は辰二刻（午前七時半頃）に豊楽院へ行幸され、辰日節会に臨まれる。大中臣頼基が申す通りに、内裏から鏡劍が忌部に対して下しおかれるならば、天皇が内裏に還御されたわずかな間に行われたと想定しても、それは行き過ぎではあるまい。

『儀式』踐祚大嘗祭儀の「忌部奉_二神聖之鏡劍_一」という、一連の儀礼の所作などを復元することは難しい。しかし、『儀式』奏御卜儀や讓国儀では、奏文や讓位宣命は大臣から内侍を通じて天皇が奏覽している³⁴ので、この場合も鏡劍は忌部から内侍を通じて天皇に奉るという流れが想定でき、忌部に内裏から鏡劍を給わる場合でも天皇から内侍を通じて給わつたと推測されよう。そして、それが可能となるのは、天皇が内裏に還御されたわずかな時間だけであろうと推察されるのである。

さらに大中臣頼基の申す通りに、忌部が内裏から鏡劍を給わつたとすると、天皇の豊楽院への行幸では、鳳輦に宝劍

が乗っていなかったということなる。『儀式』踐祚大嘗祭儀では、豊楽院に行幸され、しばらく清暑堂に留まられた後、豊楽殿の悠紀御帳に出御される次第になっており、清暑堂において鏡剣を給われることも可能という指摘もあるかもしれない。しかし、天神寿詞を奏上する神祇官の中臣は儀鸞門の東戸である高陽門から入場しており、忌部も中臣と共に同門から入場したと考えれば、短時間での清暑堂から高陽門までの移動は難しく、また「自御所一壺下令奉之」という記述とも合わないことから、鏡剣は内裏において下されたと考えの方が妥当である。つまり、鏡剣の奉上が行われていた天長以前の例では、豊楽院行幸のための鳳輦には宝剣が乗っていなかったことになるのである。

『西宮記』『北山抄』では、内裏に一度還御することなく、朝堂院から豊楽院へと還御する次第となっている⁽³⁵⁾。これは細かな変化であるが、劍璽の動座を考えるとときに重要な変化である。『儀式』踐祚大嘗祭儀は、神璽の鏡剣を忌部下すことを前提として、卯日神事の後に一度内裏へ還御することになっているが、『西宮記』『北山抄』では、天長の仁明天皇大嘗祭以後は、忌部に鏡剣を下すことがなくなつたため、内裏に還御する必要は無く、実情に合わせて朝堂院から豊楽院に直接還御する次第となっていると考えられる。

今後さらなる慎重な検討を要するが、先述の通り、天長以前の忌部に鏡剣が下される時代の大嘗祭では、辰日に豊楽院に行幸する天皇の鳳輦には、宝剣が乗っていないと想定され、常に天皇とともに劍璽が動座することは未確定の時期であったと考えられる。少なくとも大嘗祭の儀式次第の変化より推察すれば、仁明天皇大嘗祭から鏡剣の奉上が停止されて以降に、天皇と劍璽動座との関係が明確に確立されていくものと考えられよう。

おわりに

本稿では、これまであまり着目されてこなかった、平安時代における劔璽の動座の実態を解明しようと試みた。本稿の論点をまとめると、以下の通りである。

『西宮記』『北山抄』『江家次第』において天皇の出御を伴う儀礼を比較すると、時代が下るにつれて劔璽を伴って出御する儀礼が増えているように見えるが、古記録を参照すれば、天皇の出御に伴って劔璽が動座している事例が確認でき、儀式次第の変化のみでは単純に理解することはできない。『西宮記』『北山抄』の行幸儀において、天皇が御輿に乗御される時には、まず宝劔を御輿の中に置き、天皇の乗御の後に璽が置かれるという記述に着目すれば、内裏から行幸を伴う儀礼においては、天皇が乗御される御輿に劔璽は必ず同輿し、その儀礼には劔璽が動座していると考えられ、個別の儀礼に劔璽動座の記述が無くても、劔璽は動座している可能性を指摘した。特に、元日節会のように本来は内裏以外の場所で行っていた儀礼が内裏で行われるようになることに伴い、天皇の紫宸殿出御にも劔璽を伴うようになり、内裏の中の移動も劔璽をとまなう場合には、行幸になぞらえられるようになったと推測した。

『小右記』長和五年（一〇一六）正月十四日、十五日条からは、藤原実資と藤原公任の劔璽動座に対する認識を確認することができた。それは、内裏における天皇出御時には劔璽を持つ者も天皇と同じ筵道を歩くこと、劔璽は天皇と離れることなく常に天皇と共にあるというものであった。

この認識がいつごろから確立するのかを考えると、大嘗祭辰日節会における忌部の神璽の鏡劔奉上の儀の停止と密接に関わっているように考えられる。天長以前の忌部に鏡劔が下される時代の大嘗祭では、卯日神事の終了後に天皇は一

度内裏に還御され、その間に忌部に対して鏡剣が下されると考えられ、辰日節会のために豊楽院に行幸する天皇の鳳輦には、宝剣が乗っていないと想定される。少なくとも大嘗祭の儀式次第の変化より推察すれば、仁明天皇大嘗祭から鏡剣の奉上が停止されて以降に、天皇と劍璽動座との関係が明確に確立されていくものと考えられるのである。

古代の神器については、史料も少なく未だ解明されていない点も多い。今後さらに検討しなければならない課題は多いが、本稿が古代の劍璽研究の一助となれば幸いである。

【別表】儀式書に見る劍璽の動座

※空欄は、儀式次第の記載はあるが、出御に際して劍璽等の記載が見られない場合。

儀礼名	場面	〔西宮記〕	〔北山抄〕	〔江家次第〕
1 四方拝	清涼殿東庭 出御	天皇御 _二 南殿。(中略)内侍一人(劍在 _二 御前。璽在 _二 御後。) (恒例第一、正月、朝拝)	次第の記載なし。	寅一刻出御(黄櫨御袍。)藏人頭候御裾、近衛次将取 _二 御劍、前行。(入 _二 屏風給後、候 _二 屏風外。) ※通常の御劍。 (卷一、正月甲、四方拝事) 出御、(黄櫨。)近衛次将取 _二 昼御座御劍 _一 前行。 ※通常の御劍は、昼御座の御劍のこと。 (卷一、正月甲、又説四方拝事)
2 朝拝 (元日朝賀儀)	鳳輦乗御 南殿渡御	進 _二 鳳御輿。(中略)次将(中将)開 _レ 輦。(内侍置 _二 劍輦中。)天皇御 _レ 之。 (大将警蹕。以 _二 璽匣置 _二 輦中。) (恒例第一、正月、朝拝)	主殿寮撤 _二 御輿覆。次将開 _二 輦戸。内侍置 _二 御劍於輦中。(中略)即駕 _二 御輿、(中略)次璽宮授 _二 初人、令 _レ 置 _二 左辺。 (卷八、大将儀、朝賀)	この儀、記載なし。

平安時代における劍璽の動座について(佐野)

11			10		9		8
相撲節会 (大節)			神今食 (中院儀)		賀茂祭 (宮中の儀)		殿上賭弓
還御	天皇出御	武徳殿行幸	南殿還御	神殿入御	天皇入御	天皇出御	天皇出御
		天皇出御		神嘉殿行幸 次入 _二 靈宮 _一 閉 _レ 戸。 (臨時第五、行幸)	内侍取 _二 御劍 _一 。天皇入御。 (恒例第二、四月、賀茂祭事)	御出。(置 _二 御劍 _一)。内侍出。 ※通常の御劍 (恒例第二、四月、賀茂祭事)	
		前二日、有 _二 内取事 _一 。於 _二 仁寿殿 _一 覽 _レ 之。 (御 _二 大庄子御座 _一)。或立 _二 御椅子 _一 、次 將持 _二 御劍 _一 。候 _二 大將南 _一 。※通常の御 劍か (卷二、年中要抄下、七月、相撲召合事) 若御 _二 椅子御座 _一 者、次將持 _二 御劍 _一 、 候 _二 大將座南 _一 。※通常の御劍か (卷八、大將儀、相撲召合)		戊時、御 _二 腰輿 _一 、幸 _二 中院 _一 、内侍司印櫃 (以 _レ 此称 _二 契櫃 _一 之由、見 _二 天徳四年御 記 _一)。并鈴轡櫃、(不 _レ 奏。)持候如 _レ 常。 (但太刀不 _レ 候。) (卷二、年中要抄下、六月、神今食事)	この儀、記載なし。 この儀、記載なし。	この儀、記載なし。 この儀、記載なし。	次宸儀渡 _二 御於弓場殿 _一 。(御装束縫腋袍・ 桜下重。)内侍持 _二 靈・劍 _一 。候 _二 前後 _一 如 _レ 恒。 (卷十九、殿上賭弓事)
		この儀、記載なし。		戊時御 _二 腰輿 _一 、幸 _二 中和院 _一 、内侍司印櫃并 鈴轡櫃 (不 _レ 奏。)持候如 _レ 常。(但太刀不 候。) (卷七、六月、神今食次第)	この儀、記載なし。	この儀、記載なし。	
		この儀、記載なし。					
		この儀、記載なし。					

平安時代における劍璽の動座について(佐野)

14	13	12	11				
新嘗祭	射場始	积奠 (内論議)	庭例 (仁寿殿東 相撲節会)	拔出 (相撲御覽、 相撲節会)	(召合) 相撲節会	(節代) 相撲節会	儀礼名
中和院行幸	射場渡御	南殿出御	天皇出御	南殿出御	南殿出御	天皇出御	場面
							『西宮記』
次第の記載なし。			この儀、記載なし。			この儀、記載なし。	『北山抄』
衛不レ称「警蹕。」内侍進「御璽。」 (卷十、十一月、新嘗祭)	※通常(昼御座)の御剣か (卷九、十月、射場始)	出御、(中略)置「御剣於南机。」(西レ柄南レ刃。)	天皇御「南殿」著「帳中御座。」(内侍二人取「劍・璽」候「前後」、装束同「四月中旬」。命婦四人、藏人四人相從。) (卷八、八月、积奠後朝)	時尅渡「御於仁寿殿。」(黄櫨染。内侍取「劍・璽」候「前後」。 (卷七、七月、仁寿殿東庭相撲)	時尅渡「御南殿。」(儀如「昨」。 (卷八、七月、相撲拔出)	巳尅御「南殿。」(中略)内侍取「劍・璽」候「前後」。 (卷八、七月、相撲召合)	この儀、記載なし。 『江家次第』

21	20	19	18	17	16	15
天皇讓位	齋王群行	行幸	行幸 (京内)	行幸 (八省院行幸)	内侍所御神樂	新嘗会 (豊明節会)
出御 先帝南殿	八省院行幸	南殿出御	朝覲行幸時	南殿出御	天皇出御	南殿出御
天皇御 _二 南殿。(中略)内侍二人(執 _一 神璽・宝剑 _一 候。 (臨時七、天皇讓位事)		行幸之時、(中略)宸儀欲 _レ 御 _レ 輿之間、上臈中将開 _二 御輿戸 _一 。(中略)次内侍奉 _レ 置 _二 宝剑 _一 。(令 _二 劍頭在 _二 御之右方、令 _二 尾在 _二 左方。但、以刃可 _レ 向 _レ 外也。宸儀駕御。内侍等奉 _レ 置 _二 神璽 _一 。(臨時第六、左右近衛將事、行幸時事)	元正、幸 _二 太天皇及母后宮者、(中略)到 _二 中門外、停 _二 御輿 _一 降御。中将持 _二 神璽 _一 、先御宿所。 (臨時第五、行幸)		この儀、記載なし。	
	この儀、記載なし。	主殿寮撤 _二 御輿覆 _一 。上臈次將開 _二 鞞戸 _一 。(置 _二 璽宮後 _一 閉 _レ 之。)自余臥 _レ 弓跪候。内侍置 _二 御劍於鞞中御前 _一 。(右頭外刃。旧例、後置 _レ 之云々)即御輿(中略)次璽宮伝 _二 授初人 _一 令 _レ 置 _二 左辺 _一 。 (卷九、羽林抄、行幸)			この儀、記載なし。	
天皇御 _二 南殿。(中略)内侍二人執 _二 神璽・宝剑 _一 候。 (卷十四、踐祚上、讓位)	次行幸。(无 _二 鈴奏 _一 。不 _二 警蹕 _一 。依 _二 騎馬行幸 _一 可 _レ 候 _二 大刀・契等 _一 。(中略)次宸儀渡 _二 御大極殿 _一 。(中略)神璽・劍等留 _二 小安殿 _一 、令 _二 掌侍一人守 _二 護之 _一 。(延久例。) (卷十一、神事、齋王群行)	この儀、記載なし。	この儀、記載なし。	この儀、記載なし。	時尅天皇渡 _二 御南殿 _一 、内侍二人持 _二 璽・劍 _一 。 (卷十、十一月、新嘗節会次第) 時尅出 _二 御自 _一 額間、(位袍、草鞋。)近衛次將取 _二 御劍 _一 前行。 ※通常の御劍 (卷十一、十二月、内侍所御神樂事)	

平安時代における劍璽の動座について(佐野)

23	22	21	
建礼門行幸	讓位幼主儀	天皇讓位	儀礼名
南殿出御	天皇（新帝）出御	新帝踐祚	場面
この儀、記載なし。	この儀、記載なし。	天皇讓位之時、令 _レ 内侍二人 _一 被 _レ 渡 _リ 奉 _レ 神靈・宝劍於新帝。但、先帝崩之時、大臣以下諸卿、就 _レ 太行皇帝御在所、受 _レ 取 _レ 神靈・宝劍、令 _レ 持 _レ 近衛少将、奉 _レ 新皇御在所。（臨時第六、左右近衛将事、天皇讓位之事）	『西宮記』 新帝下拜舞。（中略。内侍等以 _レ 神靈等 _一 相從。新帝就 _レ 御在所 _一 奉 _レ 置。（臨時七、天皇讓位事）
この儀、記載なし。	この儀、記載なし。	この儀、記載なし。	『北山抄』 今上降 _レ 從 _レ 南階、去 _レ 階一許丈、北向当階中央拜舞、畢東行、還 _レ 御休所。（中略）内侍一人（典侍・掌侍各一人）持 _レ 神靈・宝劍 _一 候 _レ 前後。（今上降 _レ 南階之間、内侍降 _レ 東階、待 _レ 侍還御。）（卷五、踐祚抄、讓位事）
この儀、記載なし。 （卷十四、踐祚上、建礼門行幸）	若御 _レ 別所者、大臣以下令 _レ 賣 _レ 神靈・劍於近衛次将。就 _レ 新帝御所 _一 進 _レ 之。其儀如 _レ 行幸。昇 _レ 自 _レ 昼御座。入 _レ 夜御帳 _一 置 _レ 之。有 _レ 筵道 _一 （地）。 長和例。近衛者縫腋・壺胡籙。諸衛者平胡籙・闕腋。 出 _レ 御昼御座。（依 _レ 幼稚 _一 御直衣敷。）（卷十四、踐祚上、讓位）	この儀、記載なし。	『江家次第』 新帝下拜舞。（中略）内侍等以 _レ 神靈等 _一 相從。（卷十四、踐祚上、讓位）

26		25		24	
大嘗会事 (卯日行幸)		御禊		御即位	
廻立殿還御	悠紀殿出御	廻立殿出御	天皇着座	天皇出御	
	御ニ悠紀殿。(中略) 天皇入レ自ニ乾方。(主基入レ自ニ巽方。中将持ニ御劍。)			天皇御ニ高座。(命婦四人、内侍取ニ神璽等ニ候ニ御共。)	
	(臨時七、大嘗会卯日行幸)			(臨時七、御即位)	
	御ニ大嘗宮。(中略) (内侍二人候ニ御劍・璽篋。寛和。次将候レ之。)	行幸之間、无警蹕等儀。但、候ニ大刀契。	出御之時、无警蹕・鈴奏等、候ニ大刀契。	天皇御ニ大極殿高座。(中略) 内侍二人(同着ニ礼服。)	
	(卷五、踐祚抄、大嘗会事、卯日)	(卷八、大将儀、大嘗会)	(卷八、大将儀、大嘗会御禊)	持ニ御劍・璽匣、候ニ御前左右(清涼抄云、奉レ從如レ常。是可レ候ニ前後ニ敷。而延長八年指図如レ之。若候ニ前後、可レ踏ニ緑道両面。)	
	御ニ悠紀殿。(中略) 内侍二人候ニ御劍・璽篋。寛和次将候レ之。承曆次将二人執。	御ニ廻立殿。不レ奏レ鈴、持ニ候大刀・契、同候。	主上自ニ百子帳後方ニ入御。(近衛次将執ニ璽・劍。)	置ニ劍璽御座左辺(退下。)	
	(卷十五、踐祚下、大嘗会卯日)	(卷十五、踐祚下、大嘗会卯日)	(卷十四、踐祚上、御禊)	(卷五、踐祚抄、即位事)	
				天皇御ニ紫宸殿。(中略) 先レ是掃司昇テ出大刀・契、置ニ西ニ間簀子。内侍二人候ニ劍・璽於御帳西辺。(中略) 次立ニ御於正南、内侍立ニ左右。(中略) 次将開ニ鞞戸、内侍進、次将伝ニ取劍ニ置レ之。天皇乘御(無ニ警蹕) 次置ニ璽篋。	天皇御ニ高御座。(中略) 内侍二人(劍在ニ御前左、璽在ニ御前右) 前行(礼服) 以ニ劍・璽置ニ御座辺、却候ニ帳後。
				(卷十四、踐祚上、即位)	

平安時代における劍璽の動座について(佐野)

29	28	27	26	
午日節会	巳日節会	辰日節会	大嘗会事 (卯日行幸)	儀礼名
天皇出御	主基御帳 出御	主基御帳 出御	清暑堂遷御	場面
	悠紀御帳 出御	悠紀御帳出 御		『西宮記』
				『北山抄』
<p>天皇御大極殿。(内侍取_二璽・劍。(劍在_二御前、璽在_二御後)藏人奉_レ持_二御靴・式笏等、命婦・藏人各四人扈從。藏人持_二位記筥。)(中略)天皇出御。(著_レ御靴、置_二劍・璽於東机、置_二式於西机。)</p> <p>(卷十五、踐祚下、大嘗会午日)</p>	<p>御主基帳。(置_二劍・璽於西机、置_二式於東。式如_二悠紀。)</p> <p>(卷十五、踐祚下、大嘗会巳日)</p>	<p>時刻出御。(位服。内侍持_二璽・劍。(劍在_二御前、璽在_二御後)藏命婦・藏人各四人扈從。)(中略)出御。(著_レ靴。置_二璽・劍於東、置_二式筥於西。近仗称_レ警。)</p> <p>(卷十五、踐祚下、大嘗会辰日)</p>	<p>御清暑堂。(中略)少納言并左右将監自_二殿南庇進_二大刀・契・鈴等。</p> <p>(卷十五、踐祚下、大嘗会辰日)</p>	『江家次第』

31	御覽陸奥交 易御馬	天皇出御	この儀、記載なし。	この儀、記載なし。	宸儀入御。(内侍二人進取「御劍・璽」近 仗警蹕等如例。) (卷十九、臨時競馬事)
30	臨時競馬	天皇出御	この儀、記載なし。	この儀、記載なし。	宸儀入御。(内侍二人進取「御劍・璽」近 仗警蹕等如例。) (卷十九、臨時競馬事)

註

(1) 戦後の劍璽御動座復興運動については、『増補改訂近代神社神道史』(平成元年、神社新報社)、『神社新報五十年史(上)』(神社新報社、平成八年)に詳しい。

(2) 小森義峯「劍璽御動座の合憲性」(『産大法学』九二二、昭和五十年)、木田孝朋「劍璽御動座の儀」―その威儀と復古運動の軌跡―(『神道宗教』一六八・一六九、平成九年)などが挙げられる。

(3) 井上光貞「古代の王権と即位儀礼」(井上光貞著作集五『古代の日本と東アジア』、岩波書店、昭和六十一年、初出は昭和五十九年)、加茂正典『日本古代即位儀礼史の研究』(思文閣出版、平成十一年)、拙稿「讓位の儀における劍璽の渡御について―平安時代の事例を中心に―」(『神道史研究』六十六―二、平成三十年)など。

(4) 藤森馨「踐祚と即位」(『悠久』一五七、平成三十一年)、井上氏註(3)前掲書。なお、光仁天皇が天応元年(七八二)四月三日に皇太子の山部親王(桓武天皇)へ讓位されたときに劍璽の渡御儀礼が成立したとする研究に、柳沼千枝「踐祚の成立とその意義」(『日本史研究』三六三、平成四年)、高森明勅「神器相承と昇壇即位―古代皇位継承儀礼における連続性と非連続性―」(『神道宗教』一五五、平成六年)がある。

(5) 三種の神器に関する研究は、黛弘道「三種の神器について」(『律令国家成立史の研究』、昭和五十七年)、西宮一民「三種の神

平安時代における劍璽の動座について(佐野)

- 器について」（『皇學館大学紀要』二十一、昭和五十八年）、吉田研司「熱田社と草薙剣からみた三種の神器成立の一側面」（竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『律令制と古代社会』、東京堂出版、昭和六十一年）、松前健「三種の神器論」（松前健著作集六『王権祭祀論』、おうふう、平成十年、初出は平成四年）、新谷尚紀「伊勢神宮と三種の神器―古代日本の祭祀と天皇（講談社、平成二十五年）、小林宣彦「古代の皇位継承における神璽についての試論」（『國學院雜誌』二二〇―二〇一、令和元年）、藤森馨「平安時代の神璽観」（『皇學館大学研究開発推進センター紀要』七、令和三年）などが挙げられる。
- (6) 『儀式』巻五の讓国儀では、讓位の儀の後に、内侍が「節劍」を持って新帝に追従し、諸衛は警蹕を行い、少納言一人が大舍人等を率いて伝国璽櫃を奉持して追従、少納言一人が大舍人・閹司を率いて鈴・印鑰を奉持し、近衛少将が近衛を率いて供御雜器を奉持して「今上御所」に進なまごるとあり、「劍璽」とは記載されない。
- (7) 所功「『西宮記』の成立」（『平安朝儀式書成立史の研究』、国書刊行会、昭和六十年）。
- (8) 『西宮記』臨時第六、左右近衛将事、行幸時事。【別表19】参照。
- (9) 『北山抄』卷三、拾遺雜上、朝賀事。【別表2】参照。
- (10) 和田萃「タカミクラ―朝賀・即位儀をめぐる―」（『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上、塙書房、平成七年、初出は昭和五十九年、藤森健太郎「日本古代元日朝賀儀礼の特質」（『古代天皇の即位儀礼』、吉川弘文館、平成十二年、初出は平成三年）などを参照。
- (11) 『北山抄』卷五、踐祚抄、即位事。【別表24】参照。
- (12) 『江家次第』の原型は、堀河天皇朝の寛治年間（一〇八七―一〇九四）に成立し、大江匡房の晩年まで編纂・補修が行われていると考えられている。所功「『江家次第』の成立」（『平安朝儀式書成立史の研究』、国書刊行会、昭和六十年）。
- (13) 『北山抄』卷一、年中要抄上、正月、元日節会事。
- (14) 『古事類苑』帝王部三、神器下、附大刀契の解説を参照。
- (15) 『公卿補任』康和四年（一一〇二）条。

- (16) 大江匡房は、天永二年(一一一一)十一月五日に薨去している(『中右記』の同日条)。註(12)参照。
- (17) 拙稿「讓国儀」儀式文の成立と変遷―新帝の上表を中心に―(『神道史研究』六十五―二、平成二十九年)、同「讓位の儀における劍璽の渡御について―平安時代の事例を中心に―」(『神道史研究』六十六―二、平成三十年)。
- (18) 『小右記』長和五年(一一〇一六)正月二十九日条。
- (19) 『日本三代実録』元慶八年(八八四)二月四日条に「元慶八年二月四日乙未。太上天皇遷御二条院。遜皇帝位」焉。于時。天皇在「東二条宮。親王公卿。奉天子璽綬神鏡宝劍等」とある。
- (20) 註(17)掲載の拙稿参照。
- (21) 『公卿補任』永祚元年(九八九)条の藤原実資尻付記事参照。
- (22) 『公卿補任』正暦三年(九九二)条の藤原公任尻付記事参照。
- (23) 神道大系『北山抄』(神道大系編纂会、平成四年)の解題(所功氏執筆)を参照。
- (24) 『公卿補任』永久三年(一一一五)条の藤原信通尻付記事参照。
- (25) 『公卿補任』大治五年(一一三〇)条の藤原忠宗尻付記事参照。
- (26) 註(7)参照。
- (27) 『日本紀略』天元五年(九八二)十二月十六日条。
- (28) 『公卿補任』天慶二年(九三九)条の源高明尻付記事には、「延木八十一廿一從四位上」とあるが、これは「延長」の誤りであろう。
- (29) 『神祇令』踐祚条に「凡踐祚之日。中臣奏天神之寿詞。忌部上神璽之鏡劍」とある。
- (30) 加茂正典「大嘗祭、辰日前段行事考」(『日本古代即位儀礼史の研究』所収、思文閣出版、平成十一年、初出は昭和五十八年)。
- (31) 『北山抄』踐祚抄、大嘗会事、辰日を参照。

平安時代における劍璽の動座について(佐野)

(32) 大中臣頼基は、『三十六人歌仙伝』によれば、延長元年(九二三)に神祇少祐〔群書類従〕五に所収の『三十六人歌仙伝』は「延喜元年」とするが、『祭主補任』では「延長元年」とあり、「延喜」は「延長」の誤りと考えられる。同五年(九二七)に神祇権大祐に任じられ、天徳二年(九五八)に卒去している。また、『祭主補任』では、承平三年(九三三)に神祇権少副、天徳二年(九三九)に祭主、同八年(九四五)に神祇大副に転じ、天暦十年(九五六)に七十三歳あるいは七十六歳で卒去したと伝える。「天慶記」の引く「頼基」にあたる人物は、天慶年間には大中臣頼基以外に該当する人物は見当たらない。

(33) 大嘗祭の流れについては、皇學館大学神道研究所編『訓讀註釋 儀式 踐祚大嘗祭儀』(思文閣出版、平成二十四年)を参照。以下も同様。

(34) 『儀式』奏御卜儀に「内侍取_レ奏文_二奉覽_一、讓国儀に「大臣称唯。執_二宣命文_一。及定_二堪_二宣命_一參議已上_二付_二内侍_一」。内侍、脱之 執_レ之奉覽」とある。

(35) 『西宮記』臨時七、大嘗会卯日行幸に「事了御_二廻立殿_一。伴・佐門_二大嘗宮_一。(中臣・忌部祭_二大嘗宮_一。両国破却。即鎮祭。雜具給_二忌部_一。給_二火具宮主_一。御湯具給_二忌部_一。自余中臣。)御_二豊樂院清暑堂_一、「北山抄」踐祚抄、大嘗会事に「辰日。卯刻。乘輿〔安和記云。於_二廻立殿_一。駕_二御輿_一時。初称_二警蹕_一。或於_二豊樂院後堂_一。初称云々。〕出_二光範門_一。(仁和・寛平如_レ之。承平。依_レ不_レ御_二腰輿_一。入_レ自_二宣政門_一。出_レ自_二章善門_一也。天慶以後。入_レ自_二昭訓門_一。出_レ自_二章善門_一。無_二拋所_一歟。)入_レ自_二豊樂院不老門_一。(謂_二北門_一也。)御_二清暑堂_一」とある。